

厚生文教常任委員会

令和3年6月22日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和3年6月22日(火) 午前9時30分 開会
午前11時31分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	川村優子
副委員長	吉村始
委員	杉本訓規
〃	谷原一安
〃	内野悦子
〃	増田順弘
〃	西井覚

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	西川弥三郎
議員	梨本洪珪
〃	奥本佳史
〃	松林謙司
〃	岡本吉司

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也
市民生活部長	前村芳安
市民窓口課長	増井朋子
〃 補佐	新家香代
環境課長	西川勝也
ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ所長	白澤真治
〃 補佐	西川康光
保健福祉部長	森井敏英
長寿福祉課長	中井智恵
長寿福祉課主幹	油谷知之
長寿福祉課長補佐	村田良作

教育部長	吉	井	忠
教育委員会理事	西	川	育子
教育総務課長	村	田	真也
〃 補佐	葛	本	康彦
学校給食センター所長	中		文子
監査委員事務局長	吉	田	賢二

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩	永	睦治
書記	吉	田	賢二
〃	福	原	有美

7. 付議事件（付託議案の審査）

議第44号 葛城市手数料条例の一部を改正することについて

議第45号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて

請願第1号 葛城市クリーンセンターリサイクル施設管理業務及び資源ごみ等収集運搬処理業務の入札・委託契約に関する請願について

調査案件（所管事項の調査）

- (1) ゴミの減量化に関する諸事項について
- (2) 学校給食に関する諸事項について
- (3) 磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備について

開 会 午前9時30分

川村委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆様、おはようございます。昨日の総務建設常任委員会に引き続きまして、本日は厚生文教常任委員会を開かせていただきます。この間、コロナ感染拡大予防に、たくさんの皆様のご協力によりまして、葛城市も順調にコロナワクチン接種が進んでおります。また、本日も、ある新聞の広告記事でございましたが、医療従事者だけでなく、その他いろいろとコロナに関わる多くの方々への感謝と、そして、これまでのありがとう、これからもよろしくお願い致しますというエールを送る記事が載っておりました。私も本当に心から同じ思いで、感謝の意を表したいというふうに思っております。

厚生文教常任委員会の皆様、本当に本所管はコロナに直接関わる部分が非常に多うございますので、そういったことも踏まえまして、今日の審議、そしてこれからの所管のいろいろな手続につきまして、前向きな、そして有意義なご意見を賜りますようお願いいたします。

委員外議員のご出席でございます。奥本議員、岡本議員、梨本議員、松林議員。4名の方でいらっしゃいます。よろしくお願いいたします。

発言される場合は挙手をいただきまして、指名をこちらからいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき、必ずマイクを近づけて、はっきり聞こえるようにご発言いただきますようお願いいたします。

葛城市議会では、会議室の中における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用も認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

まず初めに、議第44号、葛城市手数料条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 皆さん、おはようございます。市民生活部長の前村でございます。

ただいま議題となりました議第44号、葛城市手数料条例の一部を改正することについて、ご説明申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。議案書の12、13ページでございます。

本改正理由ですが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が本年5月19日に公布され、これにより、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されました。

法律改正の主な内容は、個人番号カードを発行する主体として地方公共団体情報システム機構が明確化されるとともに、発行に係る手数料も地方公共団体情報システム機構が徴収する旨の規定が新設されました。施行期日は本年9月1日です。

これまでは、個人番号カードの再交付手数料の徴収主体は市町村であったため、条例に手数料徴収根拠を規定して徴収してまいりました。しかし、9月1日以降は地方公共団体情報

システム機構が再交付手数料の徴収主体となりますので、市町村における条例の規定は不要となり、削除するものでございます。同日以降は、地方公共団体情報システム機構との委託契約を根拠に徴収することになります。

お手元の新旧対照表をお願いいたします。第2条では、本市におけます特定の者のためにする事務について徴収する手数料、その種類及び金額について規定しております。その中の今回の該当部分、個人番号カードの再発行手数料について規定している第23号を削除いたします。そして、第24号を第23号とし、第25号から第37号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。附則として、本年9月1日から施行するとさせていただきますものでございます。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。
議員間討議を希望される方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。
これより議第44号議案を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第44号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第45号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてを議題といたします。
本案につき、提案者の内容説明を求めます。
森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 おはようございます。保健福祉部の森井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第45号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについて、ご説明申し上げます。議案書14ページ、15ページをご覧ください。

本案につきましては、昨年、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受けて、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置を実施いたしました。昨年の改正では、令和2年2月1日から令和3年3月31日が対象となっております。このことから、今回の改正では、令和3年度につきましても継続するための改正でございます。

それでは、お手元の新旧対照表でご説明させていただきます。新旧対照表の4ページをご覧ください。附則第6項、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる

場合等における保険料の減免でございます。この附則第6項の納期限の期間を、「令和2年2月1日から令和3年3月31日まで」を「令和2年2月1日から令和4年3月31日まで」に改めることで、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免を令和3年度につきましても継続するものです。なお、5ページにおける同項の合計所得金額につきましても、介護保険法施行令に沿った整備をしております。施行期日につきましては公布の日で、本年4月1日からの適用としております。

なお、お手元に、令和3年度新型コロナウイルス感染症関連影響による介護保険料、国保税、後期高齢者医療保険料減免に関する参考資料、A3判のものをご用意させていただきましたので、併せてご参照ください。

以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

川村委員長 ただいまご説明をいただきました本案に対する質疑に入りますが、今、参考資料として、このA3の大きいの、お手元でございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

川村委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 先ほど、条例が、これは国の措置に伴って減免措置を1年間延期するということですので、大変結構なことだと私も思います。そこで、関連ということでちょっとお聞きしたいんですけども、昨年度、コロナの関係で、生計において所得が減少した方に対する減免措置、申請された方、減免を受けられた方、どれぐらいの世帯数があったのか、そのことについて伺います。また、併せて、介護保険料につきましては、この新旧対照表でも、3ページのところに保険料の減免ということで、5号にわたって減免措置を取っておりますけれども、こうしたことの申請者、実際、葛城市、昨年度はどの程度おられたのか。これ、ちょっと急にお聞きするところなので、分からなかったら結構ですけども、お願いいたします。

川村委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課の中井です。よろしくお願いいたします。

まず、昨年度の令和2年度のコロナ関連によります減免の申請がありました件数といたしましては、減免件数で33件ございました。減免の総額といたしましては213万2,370円となりました。先ほど聞いていただきました、それ以外の減免につきましては、昨年度はございませんでした。お願いいたします。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 コロナ関連の減免については、これはニュースなどでも、政府の経済対策ということで広く周知されているところもあります。33件ですから、これでも大変な数だと思うんですけども、私はまた周知を、それ以外の面につきまして、家計で主たる生計を維持する方が病気になられて、収入減になられる方、結構おられるんですが、意外とこれ、知られていなくて、そういうことも含めて、ぜひお願いしたいというふうに思います。これは要望ということになりますけれども、減免そのものの延期は、当然、これは望ましいと思っております。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第45号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第45号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは次に、請願第1号、葛城市クリーンセンターリサイクル施設管理業務及び資源ごみ等収集運搬処理業務の入札・委託契約に関する請願についてを議題といたします。

それでは、本請願の紹介議員であります増田委員より請願の趣旨概要についてのご説明をしていただきたいと思います。

増田委員。

増田委員 それでは、お手元に配付をしていただいております請願文書表に基づきまして、請願の要旨について説明をさせていただきます。

葛城市リサイクル施設運転管理業務及び資源ごみ等収集運搬処理業務委託が、令和2年11月9日に入札がございました。宇陀環境開発株式会社（以下「落札業者」という。）が落札しましたが、この入札・落札に関し、法的問題が生じておるということとございます。入札参加資格については、葛城市の令和2・3年度建設工事等入札参加資格に係る「物品・役務」の役務の提供の業務名（廃棄物処理）で登録されていることが求められており、本件業務は、廃棄物処理の中でも営業種目区分表別表1の一般廃棄物の収集運搬に当たるところ、落札業者は一般廃棄物について明示して参加登録しておりません。葛城市も同種目について審査していないため、落札業者は入札参加の要件を満たしておりません。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項において、市町村が一般廃棄物の収集、運搬または処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は政令で定めることとなっており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条に規定をされております。落札業者は一般廃棄物の収集、運搬、処理、施設管理業務を行ったことがないことから、施行令第4条第1号に該当しません。施行令第4条第8号では、委託契約書に、第1号から第3号に適合しなくなったときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていることが規定され、これについては葛城市にも裁量権があるような事項ではあ

りません。

落札業者の会社の概要中に宇陀市、曾爾村から一般廃棄物収集運搬許可を受けているような記述がありますが、受けておらず、一般廃棄物（し尿）の収集運搬業務については経験を有しております。

このように、委託基準の点からも、落札業者が本入札に基づいて委託契約することは許されません。さらに、入札関係書類に不実記載や身分詐称があれば、入札の参加や落札による契約が無効となります。さらに、不実記載は指名停止要領にも係る行為で、これが故意になされているのであれば、詐術として犯罪行為ともなり得る行為であり、許されるものではない行為であります。

委託仕様書では、運搬車両の用意と同車両の保管場所について、自社所有で有することを前提と示されているが、落札業者はこれを守っておりません。しかし、駐車場以外の場所を社員が利用できるよう整備しています。これは入札要件や条件に違反しており、しかもこの点は委託金額にも影響するものであり、入札制度の根幹を著しく害するものであります。

よって、基準に違反した入札は無効である上、少なくとも遵守されなかった委託契約を債務不履行として解除すべきでありますということであります。

請願事項、葛城市リサイクル施設運転管理業務及び資源ごみ等収集運搬処理業務委託に係る落札業者との委託契約を無効もしくは解除がなされるよう請願する。

以上でございます。

川村委員長 ただいま増田委員のほうから、請願紹介者という形でご説明をいただきました。

まず、本請願の紹介議員に対する質疑という形を取らせていただきます。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

川村委員長 そうしましたら、請願者が求めていることにつきまして、若干私のほうで整理をしてみたいと思います。

入札資格について、落札された宇陀環境開発株式会社は入札の参加要件を満たしていないのではないかとこのところが1点目でございます。そして、2点目でございますが、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令に規定されている市町村以外の者に委託する場合の基準に落札業者は該当しないので、本業務の委託契約をすることは許されないということであると思います。3点目は、入札関係書類に不実記載があるという内容であったと思います。4点目は、委託仕様書の基準に違反している。違反していると主張している内容は、運搬車両を用意することや、その車両の保管場所は自社所有（名義）で有することになっているのに、落札業者はこれを守っていない。しかも、駐車場以外の場所を整備して利用している。また、この点は委託金額にも影響することであると。この4点を踏まえまして、請願者の願意は、委託契約の無効もしくは解除がなされるように請願するということだと思えます。

おおむねそのように理解をさせていただきましたが、この点につきまして、何かご意見がありましたらお申し出いただきたいと思いますが。この4点以外の解釈というのがあるかどうかということですので、ほぼほぼこのような形だと私は思いますが、よろしいです

か、そのような請願。今、整理した部分ですね。請願の解釈の違いというのをご指摘されるのであればお申し出いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川村委員長 それでは、この4点につきまして調査を進めていくということでございますが、その旨、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川村委員長 まず1点目のことでございますが、入札資格につきまして、担当されている部署、この部署の見解についてお聞きしたいと思います。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。

ただいまの葛城市クリーンセンターリサイクル施設管理業務及び資源ごみ等収集運搬処理業務の入札・委託契約に関する請願書につきましては、本年1月26日付で、請求人5人とその代理人3人により、今回の請願と趣旨を同じくする住民監査請求がなされました。そして、本年3月22日、ホームページにも公開されておりますとおり、本件請求に係る措置要求は、棄却する。市は法令並びに葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の趣旨を勘案し、合理的な判断により決定したものであり、市には裁量権を逸脱または濫用した違法はないと判断する旨の監査結果をいただいております。しかし、監査請求人5人とその代理人3人は、この結果を不服として、本年4月19日、奈良地方裁判所に住民訴訟を提起されております。葛城市としましては、適法性を主張してこの訴訟を継続しており、第1回口頭弁論期日が7月6日となっております。

したがって、請願内容は訴訟係争中の争点に関連いたしておりますので、これ以上の答弁は控えさせていただきます。ご理解をお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま担当部局より住民監査請求、それからその後に住民訴訟という形で裁判に係るような内容であるという答弁がございました。

議会としましては、市民の権利であります請願の取扱いと、今回の経緯に当たる部分で注意すべき点というのはあるというふうに私は思いますけれども、事務局のほうから、この経緯と、それから裁判に係る内容であるという部分、司法権という部分についての説明をいただきたいんですが、よろしいでしょうか。

岩永事務局長 資料を配らせてください。

川村委員長 資料があるそうですので、資料を配らせていただきます。

(資料配付)

川村委員長 それでは、事務局のほうから説明願いたいと思います。

岩永局長。

岩永事務局長 議会事務局の岩永でございます。

委員長から裁判で係争中の事件についての請願の取扱いについてお話がありましたので、説明をさせていただきます。

係争中の裁判事件の請願につきましては、司法権の独立を侵すということになりますので、

一般的に住民は請願することはできないとされております。しかし、請願を受理するに当たりまして、議会事務局や、それを受理決定する議長は、何が係争中の事件なのか、願意の内容がこれに該当するののかというのが分かりません。そのために、所定の要件を満たした請願が提出されたときは、報道されている内容だけで請願の対象にならないと断言することはできません。司法の独立を侵害するかどうか、第一義的な受理者である議長が判断しますが、これが困難なときは所管委員会で審査し、ここで司法権の独立との関連ではなく、当該団体の権限外の内容かを審査することになります。司法のほうにもう委ねられているかどうかという形になると思います。

このたびの請願第1号の場合は、請願文書表を見ていただきますと、受理日が令和3年3月4日でございます。この時点において、3月議会の開催に向けた議会運営委員会が既に開催された後のため、通常の手続きといたしまして、6月議会で審査することになりました。その後、新聞報道で5月12日に住民監査請求の結果を不服として提訴されたことを知ったので、議会での審査を待っている間で請願の提出時と状況が変わったことから、請願者に対して、裁判で係争中のものについては議会が態度を表明することはなじまないから、不採択や審査未了になる可能性、まだこの段階では分かりませんので、可能性があることを文書でお知らせいたしました。それに対して、請願者より、今お配りした分でございます、提訴した件と請願は別の内容で審査をお願いするという趣旨の意見書の提出がございました。現時点において、当該議会では提訴された内容は分からないことから、このたび、予定どおり6月議会に上程し、所管の厚生文教常任委員会に付託し、審査をお願いすることになったわけでございます。

しかし、ただいま担当部署のほうからご意見で、その請願内容は訴訟係争中の争点に関連しているもので、これ以上答弁を控える旨の発言がございました。訴状を受けた市の判断は関連しているとお聞きしたわけでございますが、一方で、請願者に関しましては、関連していないという意見書を出されておられます。そこで、厚生文教常任委員会の委員の皆様におかれましては、まずこの点について審査していただくべきであり、請願と裁判は別の内容と判断される場合は、このまま請願の内容を審査する形になります。請願と裁判が同じであれば、葛城市議会としての権限外の内容ということになると思いますので、まずその点から審査のほうをお願いしたいと思っております。

以上です。

川村委員長 ただいま事務局のほうから、注意する点とか請願者のご意見について、資料もご提供いただきまして、説明を受けさせていただきました。

委員の皆さんが今この場でご判断をいただくということに対して、いろいろと関係の資料とか、そういったものもしっかり確認をしていかなければならないというふうには思っておりますけれども、公開されている住民監査請求の結果とか、それから、市に届いています訴状、これを資料として提供していただけたら、我々としても判断する基準とかも、いろいろと判断をできるという状況になるんですけれども、その点、ちょっとお聞きをしたいと思います。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 ご説明申し上げます。

4月19日に提起され、今月29日が被告である葛城市から裁判所への答弁書提出期限で、7月6日に第1回口頭弁論期日を迎えることになっております。まさに裁判が始まったばかりの状況において、原告の一方的な主張である訴状だけ議会の資料とされることは、少なくとも一定の期間、事実のようにひとり歩きする可能性がございます。

そもそもこの訴訟は、監査請求前置主義、住民監査請求を前提としており、監査結果を不服として提起されたものでありますので、既に公開されております住民監査結果通知でご確認いただくほうが現時点ではより公平であるかと考えますので、ご理解よろしくお願ひ申し上げます。

川村委員長 そうしましたら、住民監査の資料につきまして、監査委員事務局のほうからご答弁をいただきたいんですが。

吉田監査委員事務局長。

吉田監査委員事務局長 監査委員事務局長、吉田です。よろしくお願ひします。

ただいまお話がありました令和3年1月26日付で提出されました住民監査請求の結果については、令和3年3月22日付で結果が出ておりまして、告示している内容は公開をされておりますので提示可能でございます。配付のほうをさせていただきます。よろしくお願ひします。

川村委員長 ありがとうございます。

(資料配付)

川村委員長 今、資料のほうをご提供いただいたわけですが、委員の皆様にもちょっとご意見を求めたいと思いますが、今、いろいろな資料等、ご説明の中でご判断をいただくということに対してご意見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。読む時間がありますから、ちょっと時間を取らせていただきます。

(資料閲覧)

川村委員長 資料のほうのご確認をいただけましたでしょうか。先ほどの理事者からの答弁と、そしてこの資料、住民監査請求に対する経緯、監査結果も踏まえまして、皆様のご意見を頂戴したいと思いますが、この取扱いについて、どのようにするかというご意見も併せて、委員の皆様のご意見をいただきたいんですが。

西井委員。

西井委員 市当局は、訴状自体は開示しにくいと。この監査請求の結果の状況とよく似ているからということでこういう話になったと。ただ、相手方のほうは関係ないと。意見の押し問答になっているけども、これ、多分、訴状も含めて見せてもらうとかいうふうになったら、裁判の結審が終わってからになるんじゃないかと。それまでに、我々が著しく不透明な情報を基に結論を出すのは、非常に間違いが起こる可能性があるかと。できれば本来の情報が全部分かっているからの結論を出すのがあれやけど、情報が全体的に、今の話でいったら分かりにくいと。そやから、市当局の言うことも、これは裁判になったから、市としては勝つためにということも採用もせんなんから。そやから、その辺でいったら両方とも考え方、中立的な考えと

したら、この結論上、私自身は。

確かに紹介議員を上げてこういうふうな形自体は書類上、当委員会で審議しなければならないという形の中で、私、議会運営委員会のほうでも、なかなか難しい問題やけど、制度の中では当委員会で検討してもらわねばならないという形でお願いしたと。しかしながら、議会運営委員会でも、私自身としてもなかなか難しい問題やなど。結論を出すには今の時点では難しいんじゃないかと。そやから、私自身の考え方でいうたら、もうちょっと情報がきちんと出てきた時点で判断をされるという形が一番望ましいんじゃないかと。通常でいう継続審査になるんかな。まだ今の時点では、勇み足になるような判断をすることを非常に危惧するという問題としますので、そのような意見でございます。

以上です。

川村委員長 ほかにご意見ありませんでしょうか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 私も今、西井委員がおっしゃったみたいに、現時点ではお互いの主張が不透明な部分もありまして判断ができないので、ちょっと時間を置いたほうがいいかなというふうに思うのが私の意見です。

以上です。

川村委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 この件につきましては、私も大変関心を持ってまいりました。資源ごみ収集運搬事業において、随意契約で非常に高いということを一般質問でも行い、一般競争入札に付すべしというふうなことも言ってまいりましたので、それを基に一般競争入札をされて、金額としては大きく、随意契約当初から比べて減額できたというのは、葛城市財政にとってよかったなどは思っておりますが、入札において不正があるとすれば、これは問題ですので、それについては業者のほうで、これは異議があるというふうに訴えなされたのはそれとして、当然、請願権もあることですから、請願されて意見を述べられている、これは理解できますし。

また、住民監査請求において、住民監査請求のほうは個人でやられたというふうに意見書にありますけれども、結果がどうなるかということも注目しておりましたけれども、住民監査請求の中身と今回の請願書の言っているところはほぼ内容が同様のものであります。3月22日に監査委員のほうで棄却ということになりましたから、それをもって初めて住民訴訟が起こせるわけですから、その内容についての住民訴訟ということになりますし、今回のこの請願書は、住民監査請求の棄却の結果を見ても、ほぼこういう内容で訴訟もされたに違いないということは、そうでないと訴訟できませんから、そうであろうと思われますので、その内容とこの請願の内容がほぼ一緒ですので、今、裁判所に結論を委ねているところですので、議会としては、判断をここですというのは大変難しいし、第三者に委ねている問題ですので、ここは、私としては請願を今回は受け取らずに、また、やがて裁判結果が出ます。そこできちんとした形で再度、改めて文章を直していただいて、請願をしていただければと、私自身はそう思っております。

裁判結果によって、明らかに入札において瑕疵があって、行政の側に直ちに改めよというふうなことで請願をされるということであれば分かりますけれども、また同じ文章をずっと引き継ぐかどうかというのは、ちょっとどうかなという気も私はいたします。一度、裁判、今かかっておりますし、長くかかる状況もあると思いますので、この点については継続審議にするのかどうか、一度取り下げていただいて、あるいは判断できませんということをして1回この請願には出して、改めてということで私はいんじゃないかなと思っております。

川村委員長 ほかにご意見ありませんか。

杉本委員。

杉本委員 私も西井委員と同じ意見でございまして、今イエス・ノーという判断、これは重要な問題やと思います。今書いてある文書を見てもしっかり調べやなあかん問題やと思うんですけども、片一方で、訴訟されているという段階で、今ノーというんじゃないくて、ちょっと僕は、この中に書いてある資料とかも見てみたいものもありますので、これ、いきなり今日出てきたものですから、何とも言えないので、一旦時間を置いていただいて、様子を見るではないですけども、今イエス・ノーというのは僕の中ではないので、引き続き見ていきたいなと思っております。

以上です。

川村委員長 ほかに。

内野委員。

内野委員 私も今、係争中の部分であると思いますので、裁判結果が出た後にまたいろいろと審議されたいかなと、そのように思います。

川村委員長 それは継続をしていくかというふうな。

内野委員 そうです、継続をしていったらいいと思います。

川村委員長 増田委員は紹介議員ですので、意思是1つだと思いますので質疑は求めませんが、今、皆様のほうからご意見をいただきました。

私は、議会として、この請願権ということに対して、やはり住民のご意向に対して無視できないということは重く受け止めてあげないといけないというふうに思います。これをこちらの意思で取り下げてくれというようなことも、やっぱり言えないというふうに思いますので、皆さん、どうでしょうか。これ、今、継続審査という形を持って行って、行方も、これからの状況も、それから資料の確認等もございまして、今回は一旦これを継続という形にさせてもらって様子を見ていくと。それが、また状況が変わって、請願者の意向、意思も変わっていくような状況であれば、それについてはまた確認をしていくということもできますので、今回はこれで、この状況の中でこれを採択、不採択という意味も、我々議会としてあまりにも調査が不備、審査が不備であるというふうに私は思います。その件に関してご異議がある方があれば、継続を、これからしばらく継続審査という形を取って議長に申し入れたいというふうに思うんですけども、そのことに関して異議がある方は挙手いただきたいと思いますが。

谷原委員。

谷原委員 継続して審査されるというふうにおっしゃいましたけれども、これ、裁判がずっと継続します。裁判結果が出れば、第三者に委ねているわけですから、議会としてもその結果を尊重せざるを得ませんから、その時点でこの請願の中身について初めて、もし継続して審査するとしてもできるわけですよ。そうすると、裁判結果が出ますので、今、委員長も触れられましたけど、改めての請願。そこまでは継続審査で、審査はちょっとできないと思うんですけどね。その時点で改めて請願者の意向を聞いた上でどうされるかという意味で、ずっとそこまで預かっておくということでは分かるんですが、継続審査をするというのはちょっと難しいことだなというふうに思うんです。だから、その解釈の問題かもわかりませんが、何がいいのかというところを、ちょっと。継続審査というふうにおっしゃったので、それはちょっと裁判の結果が出るまで難しい、我々は審査はできないと、裁判の結果が出るまでは。だから、その継続審査ということの中身について、もうちょっときちんとしておいたほうがいいかなと僕は思うんです。

だから、先ほど言いましたように、裁判結果が終わって、取下げというふうになりませんから、その時点で、委員長がおっしゃったように、もう一回確認していただいて、その結果に基づいて、改めて請願されるかもわかりませんが、異なりましたね。またこれでやってほしいというふうになるかもわかりませんが、そこまではちょっと審査できないということだろうと思うのでね。その扱いだけ、もう一回明確にさせていただいたらと思います。

川村委員長 では、お聞きしますけど、今の段階で審査できないということを相手に申し上げて、一旦取り下げるといふこともできないと思うんですよ。向こうの、私はさきに言いましたように、請願の権利という形で、議会としては一旦受けないといけないと思っています。ですから、審査の内容が大なり小なりあったとしても、我々はやっぱり確認していく作業というのは必要であると思いますので、審査って何なのか、何の審査をするのかというような話は、ほかの今、葛城市が抱えているいろんな裁判に関わる特別委員会等でも同じようなことが起こっているわけですので、今の段階で、付託されたこのことに対して、取り下げてもらいましょうなんていうことは、とても私は言えないと思いますのでね。

ご意見あれば。

西井委員。

西井委員 私も継続審査というの、今、審査できる状況と違うから継続審査にしておいて、できる状況になったら。相手のほうに、こんなん審査できませんで、もうやめますわという話やったら、今この話が出てきた時点で、もう今の話からいったらおかしいやないかという、継続審査やったらおかしいやんかと言われるんやったら、否決やいう形になるわけですよ。今、できへんのやたらな。せやから、これはやっぱり、杉本委員もおっしゃったように、この問題については審査する時点までに、各委員ももうちょっといろんな情報を集めてきた中で、裁判結果も含めて、そのときに相手の意向も含めて結果を出したらええかという形の中で継続審査と申し上げていると、皆さんそのような意思やと思います。

それで、今、谷原委員が言わはる意味も分かるねんけど、そんなん継続審査やたらおかしいがなという形からいったら、審査せえへんということになったら反対やという形、これ

自体は、私自身は今出てきたことは、もうちょっと調べるべきやから反対ではないと。どちらの言い分が正しいのかもやっぱり調べるべきやろうという意味で継続審査にしたらどうかと申し上げたと思っております。

以上です。

川村委員長 今、その裁判の内容と請願は同じというのは確定してないんですよ。ここから、まず確認をしていかないといけない、審査がないということ、ゼロだということはあり得ないと思うんです。我々は確認していくことがあると思いますのでね。今、裁判と請願が一緒ですよって、谷原委員が独断で言われました。私は個人的な意見だなと思っていたんですけども、そのこと自体は確認をしていかないといけない。ここは意見書として出ていますけども、この内容すらきちんと確認をしていかないといけませんので、今の段階では何も確定したものはないわけですので、この進め方というのは、継続審査という形を取らざるを得ないのかなというふうに私は判断しますので、このことに関して、継続審査で進めていってよいというような形を、この委員会で方法、皆さんの意見が一致しましたらそのように進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 ちょっと丁寧に言いますね。なかなか私の意図が委員長のほうに伝わらないので。違いがどこにあるかということなんですが、継続審査ということで、先ほど意見書の中身とか、実際、訴状がどうかとか、そういうふうなことを含めて審査するのは、今は私はなじまないだろうという考えです。だからといってこれを反対、ここで否決するとかということではなくて、裁判結果が出るまで預かりという形にならざるを得ないですねと。その期間は、例えば訴状を手に入れてということもできないわけですし、そういうことがありますので、預かりという形で裁判結果を待つということになるんですねと。そういう意味で継続審査ということだったら分かるんですけども、その期間に何かやられるということになると、これはちょっと難しい話だし、裁判が、実際に預けているわけですから。

なおかつ、先ほど事務局長からありましたように、住民監査請求をしないと要は裁判できないんですよ、それが否決になって初めて裁判できるわけですから。全く監査請求と無関係なことを住民が行政に対して訴訟を起こすことはできないわけですよ。まず1段階、住民監査請求をしなければならない。その結論がこういうことで出ているわけですから。だから、それをもってすれば、中身については同等だろうというふうに判断するのが僕は普通だろうと思ったので、そういうふうにご意見申し上げたんですけど。

川村委員長 継続審査という言葉が適当かどうかということについてなんです。

谷原委員 そういうことについては預かるという形ですよ。それはもう私としても、裁判まで、結果が出るまで預かって、その時点ではっきりとした判断が我々もできるわけですから。

川村委員長 預かるという。では、どんな方法を取ればよいか。

谷原委員 いや、ずっと、だから裁判があるまで継続ですよ。継続して預かり持つておくということですね。

川村委員長 そうですね。だから継続。

谷原委員 だから、継続審査でもいいんですよ。継続審査という名前でもいいんだけど、その審査というのを具体的に、実際、その期間、審査をしていきますというのはちょっとなじまないんじゃないかなと。だから、その継続審査の中身のことをちょっと。

川村委員長 具体的にできるかどうかも分らないです。だから、今の段階では何とも言えないので、確定したことがないので、まずそれを、これからどんな行方になるかということをお我々も見守っていかないとはいけませんので、継続審査という方法が。

谷原委員 ちょっと委員長、最後まで。私、今、立っています。発言を聞いてから言うてください。

川村委員長 いや、違うんです。継続審査という言葉が駄目なんですかと聞いているんです。

谷原委員 いや、だから継続審査ということが駄目ということは言っていない。だから、その中身について審査をするというふうなことをおっしゃって、それで確認を取られようとしたので、それについて私は異議がありますということをおし上げた、中身。継続審査をやる、中身をやるということを含めた継続審査ということではなくて、継続審査ということで裁判まで預かっておいて、裁判結果があればそこでまたしっかりと再開して審査をするということであれば私は了解するんですが、その裁判結果が出るまでにいろんな調査とかを含めてやるということはないんじゃないですかということなので、裁判結果が出てから、それをまた審査再開というまでに預かると、そういう意味での継続審査ということだったら私も了解はできますということですよ。

川村委員長 ほかに。

吉村副委員長。

吉村副委員長 今、谷原委員がおっしゃっているのは、現状で審査に入ってしまう、つまり裁判の途中で審査に入ってしまうと司法権の独立を侵すことになるのではないかなというふうなことをおっしゃっていると思うんですが、これ、今、委員共通の認識として、審査をする材料がないから、それまでちょっと置いておきましょうということなので。今も委員がおっしゃったみたいに、継続審査という言葉を使う、使わないは別として、置いておきましょうというところでは一致しているかなというふうに思いますので、皆さんおっしゃるように、私も継続審査という形が現時点ではよいかないというふうに思います。

川村委員長 継続審査という言葉の捉え方ということで、今、いろいろと意見があるわけですが、議会として、この継続審査という方法以外にどんな方法があるのかということを見つけて出すのは難しいのかなと。この委員会の中では継続審査と、要するに保留しておく。どんな考え方であってもそういう形を取らないといけないのかなというふうに思いますが、議長、もしご助言いただければ、この継続審査という言葉の捉え方が、非常に今、この委員会の中で問題になっています。議会運営委員会委員長に言っていただきましょう、先。

西井委員、それでは先をお願いします。

西井委員 基本的に、いろんな議案が出てきて、通常、継続審査という名前をふだん使っているだけで、もう一つの言い方で言ったらたなざらしと。議案が出てきてんけど、そのまま、棚へ置いたままでほっとくという意味合いのたなざらし。そやから、すぐ答えを出さないという意味。そやから、谷原委員が継続審査の名前からいった、細かい意味合いは分かるねけども、

取りあえず、いろんな情報が出てきたときにこの答えを出したらええやないかという形のことで継続審査やと。大体、継続審査というのはそういう、細かい意味合いはあらへんけど、通常、いわゆるたなざらしと、しばらく置いておこうかという意味合いというふうに解釈してもらえたら一番ありがたいんじゃないかなと思います。

川村委員長 議長、お願いします。

西川議長 委員の皆さん、委員長はじめ、いろいろと議論をしていただいて、それで、これの取扱いについて諮っていただいていることに感謝を申し上げます。これは私宛てに、当初、届いておりますので、それも請願者が紹介議員をきちんと入れて、手続上、何の瑕疵もない形でこの請願を受けているわけで。その後、いろいろとこの方々が、今、谷原委員がおっしゃったように住民監査請求をやって、その住民監査請求が棄却されて、それやったらということで住民訴訟に入られたと。それが7月6日にまた結審されていくということでございますけれども、こういう流れは1事例であって、今後、出てくる可能性もあるので、議会の議長としては、請願をされる方に対しては、やっぱりきちんと取扱いをしていきたいと。

その中で、今、難しいことを判断していただいているんですけども、この裁判がどのように動いていくのかは僕、分かりません。この請願を今回、不採択やというふうなことにして、それでこの裁判がどういう形で動いていくのか。これ、裁判、取り下げやあんのかもわからへんし、また継続していくんかもわからへんし。そんなときに、これを今、不採択やというふうな形にせず、この意見書の中でも言い分を。僕はこれ、こういうことで事務局と相談したら、事務局が今書いているように、こういう裁判を争うて、こういうふうな住民監査請求の中で、裁判で争われてはることと請願内容がほぼ同じやから、裁判のほうの結果を見んと、正反対のことの請願を審査して、議会が裁判結果と違う判断をした場合には、ちょっとこれ、おかしいことになるので、今、このことについては請願書は預かり置くんやというふうなことを議会として出したわけです。そしたら、この意見書が届いてきたわけです。そうじゃないんやという意見書が届いてきたので、その言い分をいろいろとしんしゃくすると、今、皆さん方でいろいろご苦労いただいて、議論していただいている中では継続審査という。中身を議論するのではなしに、裁判結果の様子も見ながら、その流れを見て、不採択という形にすぐさまするんじやなしに、継続審査に知恵を出していただいて、そういうふうな形に取り扱うていただければ、今後こういうふうなケースが出てきたときの扱い方にも、住民の請願権そのものに関しては、やっぱり議会はよう考えてんねんというふうな形で置いておいていただければ幸いかなと、こういうふうにしておりますので、よろしく願いを申し上げます。

川村委員長 ありがとうございます。それでは、この請願第1号につきまして、本委員会で、この委員会以降も引き続き審査が行えるものとして、本会議最終日の時点で、委員会で採決に至っていないという旨を申し上げまして、議長に対して閉会中の継続審査の申出をいたしたいと思っておりますけれども、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、この請願第1号については、議長に対し、それぞれ閉

会中の継続審査の申出をいたします。

本日は、この件については以上とさせていただきます。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。午前10時50分に再開いたします。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時50分

川村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、本委員会の所管事項の調査案件についてを議題といたします。

初めに、ゴミの減量化に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきましては、今回、理事者からの報告事項は特にないということでございますので、委員の皆様から何か確認事項がございましたらお受けをいたしますが、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、本件につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、学校給食に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

吉井教育部長。

吉井教育部長 皆さん、おはようございます。教育部長の吉井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、学校給食に関する諸事項につきまして、本日は2点についてご報告をさせていただきます。

まず1点目につきましては、令和3年4月からの異物混入の件につきまして、お手元に配付の資料を基に、担当課長のほうからご報告させていただきます。

また、次、2点目といたしまして、令和3年4月からの給食メニューにつきまして及び給食タイムの様子につきまして、併せて、こちらのほうにつきましても担当課長よりご報告をさせていただきます。

川村委員長 中学校給食センター所長。

中 学校給食センター所長 学校給食センターの中でございます。よろしくお願いたします。

私のほうから、令和3年度の4月1日以降に発生いたしました給食への異物混入のご報告をさせていただきます。

件数は3件ございまして、まずは、令和3年4月に、にゅうめんのほうに約1センチぐらいの小さな虫が混入しておりまして、発生経緯としましては、釜から食缶に配缶する段階で、調理員が虫が浮いているのを発見しまして、既に配缶済みのものもありましたので、そこにももしかしたら混入しているかもしれないということで、その日はにゅうめんのほうの提供は中止いたしました。混入の場所なんですけれども、使用していた食材に付着していたものと考えられるものでございますが、調理後に発見したため、どの食材に付着していたものかは不明でございます。今後の改革といたしましては、目視による検品の強化と、洗浄作業の

1工程を増やすことといたしました。

次に、4月13日に発生いたしました磐城小学校での混入ですけれども、こちらのほうは、中華スープに3ミリぐらいの小さな虫が浮いておるということで、取りに行かせていただきました。その結果、見させてもらいますと、虫の状態はきれいな形で羽がついておりまして、原形をとどめておりました。このことから、調理、配缶中に混入した可能性は低いと考えております。そのため、今後の改革といたしましては、現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、教室のほうも換気をして開け放っておりますので、その際に混入した可能性もありますので、その辺に気をつけてもらうように伝えております。

続きまして、3件目の発生ですけれども、これは白鳳中学校のほうで発生しております。この場合は、ぬかのおこげでございました。ご飯にぬかのおこげがついておりました。発生の経緯といたしましては、米飯業者にその調査を依頼いたしました。そうしますと、タンクの投入パイプ及びタンク投入口を毎日洗浄はしているんですけれども、洗浄の徹底が足りなかったということで、改善策といたしまして、もう一度洗浄の回数を見直すということで、この件に関しましては6月4日に分解洗浄を済ませているということで報告いただいております。

以前、異物混入が多かったときには、子どもたちがナーバスになっておりまして、異物混入などないかということで、給食を食べる際に探していた児童・生徒が多かったということですが、現在はそういったことはなくなっております。

それと、令和3年4月からのメニューについて報告させていただきます。

令和2年は、新型コロナウイルスがはやり始め、感染拡大に対する対策の一環として、少しでも人の手に触れることを少なくするために、副食を1品減らしての提供をしておりましたが、高学年の先生からは、量が少し足りないので戻してほしいといった要望もあり、本年4月からは副食を1品追加し、元の状態に戻しております。子どもたちの給食時の様子を栄養士のほうに尋ねますと、黙食を守りながらも、楽しそうに食べているということでございました。

報告は以上でございます。

川村委員長 ただいま報告を願いましたが、このことについて何かご質問ございませんでしょうか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後に、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

吉井教育部長。

吉井教育部長 それでは、続きまして、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備について報告させていただきます。

こちらのほうにつきましては、本年4月からの幼稚園の様子を報告させていただきたいと思っております。磐城小学校附属幼稚園につきましては、耐震化に伴い、令和元年6月から、幼稚

園を運営しながら、安心・安全な園舎への改築工事を行ってまいりました。工事につきましては、委員の皆様をはじめ関係各位のご理解、ご協力をおもちゃまして、令和3年3月に竣工いたしましたして、4月2日に完成した園舎を委員の皆様にご覧いただいたところでございます。

1期工事の部分の南園舎につきましては、令和2年度当初から使用いただいているところもあり、2期工事部分の北園舎、園庭の完成後、スムーズに移行が完了し、4月以降における実際の施設運用においても問題なく利用いただいております。

この新園舎での園児たちの園生活の様子につきましては、コロナ禍の中ではありますが、感染対策の下、広々となった園庭では、遊具や砂場で友達と遊んだり、明るくなった保育室で歌を歌ったり、工作を作ったりなどし、楽しく遊んでおり、園児たちの明るく元気な声が園舎に響いております。

報告は以上でございます。

川村委員長 ただいま報告を願いました。このことにつきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 僕ら、見に行かせていただいて、奥本議員やったかな、ちょっと無機質じゃないのという話はいつも言われて、僕もまさにそうやとっていて。もう一つ気になったのが、入り口の看板ですね。これからのこともあるので、あえてつけていないのかどうか分からないですけども、せっかくあんな立派なものを作っていたので、周辺整備に絡めて言わせていただくと、看板の設置をどう考えているかというのをね。ちょっと難しい、前の時点ではその話、まだできていなかったから、何で看板がついてへんのかなと思いつながら、その辺、どうお考えなのかお聞かせ願いますか。

川村委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。どうぞよろしくお願いたします。杉本委員のご質問でございます。

看板についてでございますが、実際、現場のほうには、磐城小学校附属幼稚園という看板自体は、プレートですが、ついてございます。全体の看板等の外観につきまして、幼稚園と協議しながら設計、工事のほうを進めてまいったところでございます。幼稚園らしい看板ということだと思うんですが、実際にほかの幼稚園でも、園のほうで作っていただいた看板とかを設置されることもありますので、また園長等と相談しながら、どういう看板ができるかどうかも含めて協議のほうをさせていただきたいと思っています。

以上でございます。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 ついてるのは分かっているんですけど、なかなか渋めの設定やったんでね。もっと、せっかく子どもたちのためにあんだけやったんやから、もうちょっと今どきの看板を。これから変わっていくので、更に意見があると思うんですけども、その辺、もうちょっと子どもらしいというか、かわいらしいというか、そういう看板をせっかくやったらつけていただきたいと要望しておきます。

以上です。

川村委員長 ほかにございませんでしょうか。

増田委員、先にいきましようか。

増田委員 先日、私どもも現場を見させていただいて、それから、工事中にいろいろトラブルがあって、追加予算も組んでいただいて、完成に至った。1つの追加予算の理由は、地下の排水不良に伴う処理をするための追加予算。見に行かせていただいたときはあまりそういう時期じゃなかったんですけども、今、梅雨時期です。あの問題が、暗渠排水もやりましたというふうにご報告いただいたかとは思うんですけども、その後、雨が続いて、水たまりが多いとか、そういう弊害が起きてないか、それ確認だけしておきたいんですけど。

川村委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

増田委員ご質問の園庭等の雨水排水についてでございますが、ご心配いただいておりますが、梅雨、今、この時期でございますが、園庭について、水たまりができるとか、そういう事例は起こっておりませんので、ご報告のほうをさせていただきます。

以上でございます。

川村委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 私も完成時に見させていただいて、非常にすばらしい園舎ができたなと思います。ただ、それがあまりにもすばらしかったので、先ほど杉本委員もおっしゃったように、入り口のところが無機質なので、大きい壁面があるにもかかわらず、これじゃ何か学校給食センターと言うても分からんなというふうなことを議員同士で言うてたんですけどもね。ちょっと寂しいなというのがあって、極端に言えば桜の木とか、木もないんですよ、入り口に。そういう点では、今後、保護者の方からもいろいろご意見が出てくるかとは思うんですけども、よりわくわくと、行くのが楽しいなど、施設の持つ教育力というのもありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。意見だけ。

川村委員長 今、谷原委員も杉本委員も言われたように、私も市民の方から、ちょっとかわいらしい感じにしてよというような意見はたくさんいただいております。同じように、そういった意見を申し上げておきます。

ほかにありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 私も本当にすばらしい建物であったなというふうに思いました。皆さんと同じ意見なんですけれども、いい建物だったので、これからまた時間がたつにつれて、使っているうちにいろいろ看板も増えてきて、だんだんなじんでくる、木も大きくなってくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、また楽しみにしております。

ということで、ちょっとこれ、提案なんですけども、今、一通り委員の皆さんからも意見が出まして、今やっております磐城小学校附属幼稚園の周辺一帯整備については、ほぼ一段落したんじゃないかなというふうに思っておりますので、この調査案件については、これで1つの

役割を終えたんじゃないかなというふうに思います。それで、たまたまなんですけど、今度、磐城小学校の附属幼稚園が認定こども園になるというふうなこともありまして、また、このたび、こども未来創造部内に教育委員会のスタッフの方も入って、待機児童対策室というのができたということで、待機児童の対策のことを新たに調査案件として立ち上げるのがいいのではないかなというふうに思います。これで提案をさせていただきます。

川村委員長 今、吉村副委員長のほうから、新しい調査案件というのはちょっと後に置いておいて、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についての調査案件は一定目的を達成したのではないかなというようなご意見をいただきましたが、まず、この件につきまして、委員の皆様からのご意見をいただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 目的をほぼほぼ終了したというふうに、私自身もそう思っております。幼稚園整備というか、今回は非常に大規模な形での改修でしたので長い時間がかかりましたけれども、この調査案件について、理事者に対しての要望とか、これ以上いろんなことについては、話も議論も尽くしたかなというふうに私も思いますので。この調査案件につきましては、本当は3月ぐらいに終了してもいいのかなとは思ったんですが、いろいろと土壌の問題、増田委員からのご指摘もあった、その問題もありましたし、我々も年度が始まってからの視察ということで、現地確認もそのタイミングでしかできませんでしたので、まだまだコロナ対策という全体的な問題につきましては継続した形であるんですけども、この周辺一帯の整備という部分については一定終了したかというふうに私も思いますので、この調査継続審査の一応、終了ということで、この調査案件をこれで終了するということに対して、委員の皆様、よろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 そしたら、今、吉村副委員長のほうからご提案ありましたように、この磐城小学校附属幼稚園周辺一帯の調査、継続審査の役割を終えたということで、議長のほうにその旨申し上げまして、今のこの形の続きということで待機児童のほうの対策、これは幼保一体となってこれから進めるべきこととございますので、磐城小学校の附属幼稚園だけの問題ではなく、もっと広い意味で調査案件にのせてはどうかというふうなご意見もございました。一旦この磐城小学校の周辺一帯整備についての質問というのはこれで、この程度にとどめさせてもらって終了という形にしまして、次の案件としまして、新たに継続審査事項、調査案件を増やすということに対してのご意見を賜りたいと思います。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 そしたら、名称なんですけれども、今までいろいろと調査案件に対する名称を皆さんで考えていただいたんですが、副委員長、どういう名前の提案でございませうか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 やっぱ対策室ができていますので、「待機児童」という言葉は絶対に外せないかなと思いますので、「待機児童対策に関する諸事項について」というのはどうでしょうか。

川村委員長 皆様、ほかの意見を一応聞かしていただきませうか。委員の皆様、どうでしょうか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 そしたら、もう一度申し上げます。「待機児童対策についての諸事項」ですよね。

吉村副委員長 「関する」、「関する諸事項について」。

川村委員長 「関する諸事項」というふうな言い回しを使っていますが、事務局、そのような形をちょちょっとご助言いただきたいんですが。

岩永局長、よろしいでしょうか。

岩永事務局長 大丈夫です。

川村委員長 そしたら、そのような名称で、新たに、事業の進捗に伴って随時委員会を開催して、審査を必要とすることから、議長に対して閉会中の継続審査の申入れを行いたいと思います。議会運営委員会が常任委員会の調査案件としてご了承いただくように申出をいたしたいと思いますので、これにご異議ございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 今日の資料として、葛城市における子育て施策についてという。

川村委員長 これ、後でまた。

増田委員 いやいや、違うねん。この資料をつけてくれてはりますわ。その中に、待機児童をどう解消するのかって、それから、耐震診断後の2園をどうするかというような、そういう広い幅で子育て施策についていろいろ説明、昼から協議会でしていただくことになっているというふうに、私、理解したんです。

その中で、今、副委員長から、この待機児童に関する調査を所管の調査事項に入れると、そんでええんかな。これはもっと幅広い見地から説明いただくんですけども、もうちょっと幅広くしといたほうが、いろんなご意見、関連の議論もできるのかなと。こんな、幅が広過ぎるかなと、逆にね。「子育てに関する諸事項」というのは、ちょっと広過ぎるかもわからんけども、待機児童だけってなると狭過ぎるのかな。そこのところを懸念したんですけども、皆さんのご意見も伺いながら、どの辺の幅まで調査事項に入れるんかのご検討いただけたらと思います。

川村委員長 おっしゃることもよく分かりますわ。待機児童を解消したら、じゃあ、どうなのかと。その待機児童の解消がずっとずっと解消されたままでいくのかどうかというところの全体の子育て施策という関わり方をどうしていくのかということですね。おっしゃること、よく分かります。

皆さん、ご意見賜りたいと思いますが。

増田委員 例えば、「待機児童と子育て施策に関する諸事項」というふうに。だから、メインを待機児童に持っていくような。そうせんと、私、これを見ていたら、別に書いてあって、一緒のような気もするねんけど、次の資料の、耐震診断後の2施設をどうすんねんとかというようなことも含めて待機児童対策というふうなことになるので、それは待機児童という言葉で幅広くやっていただけるのやったらそんでええと思うんですけども、もうちょっと幅広いほうがええかな。

川村委員長 とても、意味合いとして。そしたら、本委員会に付託されている、要するにこども未来

創造部の関係、所管として持っている事項という部分から逆に狭めた形で、この調査案件を集中的にやるという意味合いからも「待機児童」は外せないと思うんですけども、子育て支援という部分をどんな表現でうまくのせたらいいかというところですね。難しいですね。

皆さん、もうちょっとご意見いただきたいと思います。

谷原委員。

谷原委員 調査案件ですので、総務建設常任委員会、厚生文教常任委員会でも調査案件がありますけれども、例えば総務建設常任委員会やったら尺土駅前周辺整備、国鉄・坊城線って。これは、例えば、極端に「まちづくり」とかというふうに、「葛城市のまちづくり」って、それはちょっとまたランクが上がるので、やっぱり調査案件は絞ったほうが。給食についても異物混入とかを含めて、給食の問題については給食全般のこともあるけれど、そこを中心にということで、大きく掲げても、やることは大体議会でずっと問題になってきていることなので、私はもう議会でこの間、問題に取り上げてきて、皆さんも関心の強い、そういう問題に焦点を絞ってのほうがいいんじゃないかなと思います。

また新たにできたら、増田委員がおっしゃるように、ほかの面で非常に切実で、議会でもこれは調べなあかんという具体的な問題が出たらそれを上げていただいてというふうなほうが分かりやすいと思いますので。今回はこれで、まず立ち上げて、また必要なことがあれば加えていただくということでもいいんじゃないかなと思います。

川村委員長 ほかに、皆さん、ご意見をいただきたいんですけども、この名称について。難しいですね。待機児童のことというのほどこまでの幅かということですね。増田委員は多分そういうことを、子育て施策の今の計画の中に、必ず子育ての中での待機というところやから全体に関わるんじゃないかとおっしゃるんですけどね。

杉本委員。

杉本委員 増田委員がおっしゃるとおりやと思うんです。僕も一般質問、待機児童ばかりやっていると、もう一般質問、することなくなるのかなという不安もありながら、ただ、問題なのは問題なので。待機児童と、その何というんですかね。ほんまのこと言ったら、待機児童だけが問題じゃないところもいっぱいあると思うんです、子育て支援ということでは。待機児童ばかりにフォーカスを当てるのも、僕的には若干気持ち悪いところもあるので、幅広いところも、ある程度ゆとりも持っておいてくれたほうが、僕らも、聞くことも提案することも多くなってくると思うし、回数も増えると思うんですよ。そういった大づかみな理由からいったら、増田委員がおっしゃるみたいに、「待機児童と就学前児童の支援について」とか。例えばそういった大づかみのところもちゃんとこの委員会で審査できるという体制をつくるというのは、本来の目的に達するかなと僕は思いますので、その辺、ちょっと皆さんのご意見を踏まえながら。待機児童が問題なので、そこにフォーカスを当てるというのも分かるんですけども、基本的な子育て支援というところを僕はネックに考えているので、そっちのほうがありがたいです。

以上です。

川村委員長 ほかに。

内野委員。

内野委員 私は、やっぱり子育て支援となればすごく幅広くて、もっと違う所管も関わってくるんじゃないかなと思うんです。今回、調査案件に関しては絞って、やっぱり今、待機児童が一番、対策室もつくっていただいているので、このことをまずやって、そこで解消したら、次、また加えていったらいいんじゃないかなと思います。やっていく中で、やっぱりもうちょっとこの部分を増やそうというんやったら、またそこはそこで。今は取りあえず、所管事項としては、調査案件としてはここに絞ったほうがいいように私は思います。

川村委員長 皆さんのご意見、聞きたいと思います。

吉村副委員長。

吉村副委員長 私、先ほど「待機児童」という名前を挙げましたのは、やはり今、市が一番力を入れて、待機児童対策室をつくられてというふうなことであるのでそれを挙げたんですが、待機児童を解消しようとするれば、人の問題であるとか、あるいは施設の問題であるとか、いろんなこと、あるいは仕組みの問題であるとか、結構多岐にわたってくると思うんですね。増田委員がおっしゃるみたいに、葛城市の子育て施策、これ、大事なところなんです、その中の待機児童の問題、これを解決、解消していくことが子育て施策と。現在、最も子育て施策の中で重要なものではないかなというふうに思います。

また、例えば、今回、磐城小学校附属幼稚園の周辺一帯整備が終わればまた変わっていくみたいに、この待機児童の問題もできるだけ早い段階で解消していただきたいんですが、いつか解消することになると思いますので、そうすればまた違う問題点を挙げて、フォーカスしたような形で議論していくのがいいかなというふうに思いますので、私としてはシンプルに、最初に申しました「待機児童対策に関する諸事項について」でいいのではないかなというふうに、私の意見としてはそのように思います。

川村委員長 いろいろご意見をいただきました。今回、待機児童対策というシンプルな名前ですが、これ、私の意見としましては、やはり幼保を一体化させていくという、この裏側に隠れているいろいろな対策ということも含めて、待機児童対策については非常に重い、中身の濃いものであるというふうには思っております。

増田委員がおっしゃる子育て施策の中の最重要事項として、今回、集中的にこの待機児童対策の中身を、逆に広がっていけるものだというふうには思いますので、今言う、委員のほうから、特に今回は待機児童対策という、対策室もつくられたことですので、こんな形に、「待機児童対策に関する諸事項」ですか。

吉村副委員長 そうです、「待機児童対策」。

川村委員長 そうですね。そんなふうに示されたんですが、その意見。

もう一回、増田委員、ご意見賜りたいと。

増田委員 これ、すごく動いていて、待機児童対策ね。1つは小規模保育の、もう場所も決まっていて、ある一定の待機児童対策が進んでいる。もしかしたら認定こども園も進んでいる話が、1つ部屋を空けまんねんと。それで解消できるめどが立ったというのと、ここで新たに調査案件にして立ち上げました、議論しましょうというときにはもう解消できているというこ

ともなるのかなと、この進捗でいうたらね。もう予算も組んでいるので、入札も終わっている。となると、議論、もう待機ゼロか、そんならもうこの店、閉めようかということになってしまわんのかなということもちょっと懸念するのですね。いやいや、これは長引きまっせと。10年も20年間も待機児童問題は続きまんねんと言うのやったら別ですけども、私はこんだけの策を練っていただいたら、ある一定の待機児童対策は前を向いて進むのかなと。ゼロに近い状況に、1年後になるのかなというふうな、ある程度、安心感もして見させていたでいるので、そうなったらいいんですけどね。

川村委員長 そうですね。数年かかるというか、今言う残りの保育園がどういうふうな形になるかというところにつきましても、民間とか、いろんな話が出てはいますけども、そういったところがきっちり落ち着いて執行できるような状況になるまでの間の、期間的には10年、20年というスタンスではなくて、集中的に待機児童解消に向けた取組という、少し短いスパンで考えてもいいのではないかなと思うんですが、そこら辺り、もう解消に向かっていけば、磐城小学校附属幼稚園もそうやったと思うんですが、できたらこれで閉じるという形を取るというか、どれだけの長いスパンで考えるかというところに非常にご心配をいただいているというご意見はもっともであると思いますので。

今回ご提案いただいて、名称について、一旦、今言われている待機児童対策がどの程度の期間で落ち着くかというところら辺も見守っていくということで、この名称を進めていくという意見が多かったのかなと思うんですけども、この名称で新しく調査案件を立ち上げ、さらに、この中で内容的にはほぼほぼできたから、今度はちょっとまた新しい名前ですっきりと施策として集中的に調査案件に入れようということであれば、一旦それは終了して、改めてもうちょっとまた違う内容でやるということもあり得ると思いますので、取りあえず今、待機児童対策室ができて、この行方を調査案件の中で見守っていくということに集中しまして、増田委員、どうですやろう。今、集中した形で、一旦この調査案件にしてみるということも含めてご了解いただければと思うんですが、ほかの委員の皆さんの意見も踏まえまして、それでいいかという確認をさせていただきたいんですが、よろしいですか。そしたら、副委員長がご提案いただいた名称でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 そうしましたら、今回、そのような名称で調査案件、議長のほうに申し入れたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後にお諮りをいたします。

ゴミの減量化に関する諸事項について、そして学校給食に関する諸事項については、まだ事業の進捗に伴い、随時委員会を開催して審査を必要とすることから、議長に対しては、そのままの形で閉会中の継続審査の申出を、それも含めてしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、これら2つの調査事項については議長に申し入れ、新しく「待機児童対策に関する諸事項」という形で新しい調査案件を加えて、閉会中の継続審

査の申入れをしたいと思います。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員から発言の申出があれば許可をいたします。

奥本議員。

(奥本議員の発言あり)

川村委員長 ありがとうございます。そしたら、委員外議員の発言を終結いたします。

本日は長時間にわたりまして、本当に難しい案件、たくさんございました。皆様には慎重審議をしていただきましたこと、本当に感謝を申し上げます。昼からも協議会を考えております。子育て対策と待機児童についてのいろいろな説明もまたいただけたと思いますので、ここで午前中の委員会という形で一旦閉じて、また昼からの協議会というふうに進めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

これもちまして厚生文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時31分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長

川村 優子